審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　県民環境部・循環型社会推進課

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	法令番号	昭和４５年法律第１３７号
手続名	産業廃棄物処理施設（許可・変更）の使用前検査	根拠条項	第１５条の２第５項、第１５条の２の６第２項

審査基準	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１５条の２第５項のとおり。

受付機関	循環型社会推進課	処理機関	循環型社会推進課	交付機関	循環型社会推進課	標準処理期間（当該期間には閉庁日を含めない）	２０日	目次No.	１５
						標準経由期間	日		